

令和5年度千葉市スポーツ施設の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とスポーツクラブNAS株式会社（以下「乙」という。）とは、令和3年3月24日付けで甲乙間にて締結した千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和5年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（対象となる管理施設）

第2条 本協定による指定管理料の対象となる管理施設は、基本協定第5条に規定する管理施設のうち、千葉市高洲スポーツセンター、千葉市北谷津温水プール、千葉市みつわ台体育館、千葉市武道館、千葉市宮野木スポーツセンター、千葉市古市場体育館、千葉市相撲場、千葉市中田スポーツセンター及び千葉市磯辺スポーツセンターとする。

（指定管理料の額）

第3条 基本協定第48条第1項に規定する指定管理料（以下「年次指定管理料」という。）の額は、240,286,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第4条 基本協定書第49条に規定する端数の処理については、5月分から翌年3月分までの1月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は1円未満の端数を切り捨て、4月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。

- 2 基本協定第51条第4項に規定する前金払は、乙の申請により甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができるものとする。
- 3 前項の規定により前金払をした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する年次指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を同条の年次指定管理料の額とみなして、第1項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

（不用額の返還）

第5条 年次指定管理料の算定の基礎となった本事業年度における管理業務（個別修繕並びに自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）の実施に要する費用の額として本事業年度の事業計画書に記載された額のうち本事業年度中に使用されなかったものがある場合で、その原因が乙の経営努力によるものではないことが明らかであるもの（以下「不用額」という。）があるときは、甲は乙に当該不用額の返還を求めることができる。ただし、当該不用額が、乙がその危険を負担する事由により発生したものである場合は、この限りでない。

（利益等の還元方法）

第6条 基本協定第72条第3項で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長

神 谷 俊一



乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

スポーツクラブN A S株式会社

代表取締役社長 柴 山 良 成

